

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件」についての意見・情報の募集についての主な御意見の内容とそれに対する考え

○主な御意見の内容及びそれに対する考え

	御意見の概要	回答
1	<p>高齢化や生産人口の減少が加速化する中で、食肉小売業についても慢性的な人手不足が進展してきており、店舗継続が懸念されるような深刻な状況となっています。</p> <p>こうした中、今回、特定技能制度の対象とする産業分野に新たに「食肉小売業」を追加する告示改正案が提示されましたが、実施に向け、速やかに条件整備や情報提供に努めていただくようお願いします。</p>	<p>本件告示の改正は、公布の日（令和8年4月15日）から施行することとしています。また、特定技能制度については、農林水産省ホームページなどで情報提供を行っております。御意見を踏まえ、今後も適切に対応してまいります。</p>
2	<p>食肉小売業の定義について、ただし書きで、「食料品製造を行うものに限る。」とされていることについて、精肉製造作業を行わず、容器包装に入ったもののみを販売する店舗は、特定技能制度の対象とはならず、店舗内で精肉製造作業を行う業態が対象とされると解してよいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

※ このほか、政策面から、特定技能制度に関して幅広く御意見を頂戴しました。

本意見公募の対象は、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件」の規定に関するものであるため、政策に関するこれらの御意見は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。